

令和4（2022）年4月1日



柏崎市不育症治療費助成事業のご案内



柏崎市では、不育症治療を希望されるご夫婦（法律婚及び事実婚関係にある者）に対して、不育症治療にかかる費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して治療できるよう支援します。

1 対象者

以下の全てを満たす方

- (1) 医療機関で不育症と診断され、治療の必要性が認められた人
- (2) 治療期間及び申請日のいずれにおいても、夫婦（法律婚及び事実婚関係にある者）のいずれか一方又は両方が柏崎市に住所を有していること
- (3) 医療保険各法に基づく被保険者もしくは組合員又は被扶養者

2 対象となる経費

- ・不育症と診断するための検査費用
- ・不育症の診断を受けて行う治療・検査費用

※母子健康手帳交付日以後の保険診療の自己負担額は対象外です。

※入院時の差額ベッド代、食事料、病衣使用料、文書料、その他不育症治療に直接関係のない費用、消費税は対象外です。

3 助成額

1回の治療期間につき、自己負担額の2分の1（上限10万円、1円未満切り捨て）

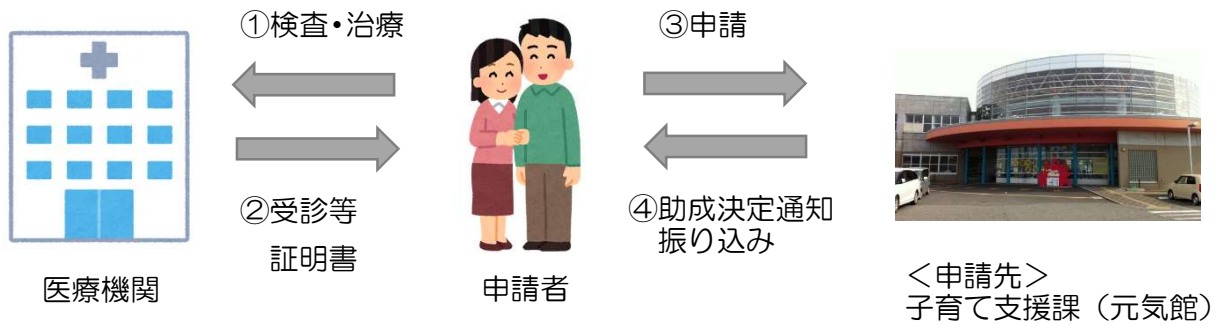
※治療期間とは、不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産又は、流産、死産の日又は医師の判断により終了した日まで

4 申請期限

治療終了日	申請期限
令和4（2022）年4月1日～ 令和4（2022）年10月30日	6か月以内
令和4（2022）年10月31日～ 令和5（2023）年3月31日	令和5（2023）年4月30日

※令和4（2022）年度の申請は、令和5（2023）年5月1日以降できません。

5 手続きの流れ



6 必要書類

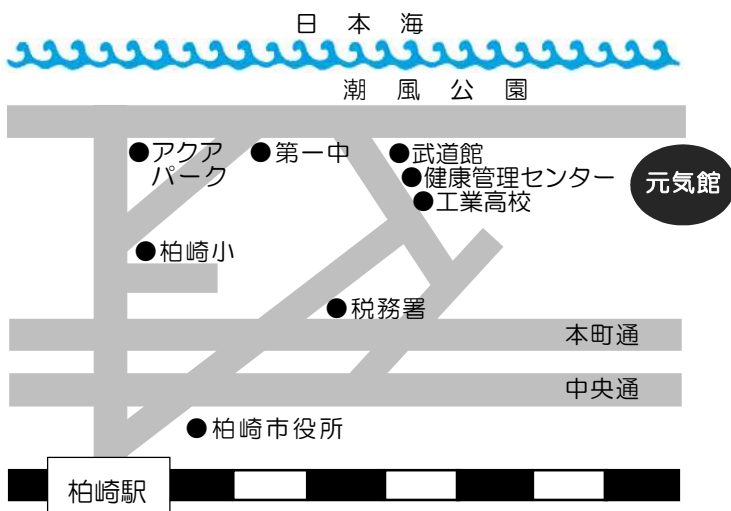
- (1) 柏崎市不育症治療費助成事業申請書*
 - (2) 柏崎市不育症治療費助成事業受診等証明書*
 - (3) 不育症治療を受けた医療機関が発行する領収書、診療明細書
 - (4) 婚姻関係の確認にかかわるもの
法律婚の場合：両人の戸籍謄本
事実婚の場合：両人の戸籍謄本及び住民票、事実婚に関する申立書*
 - (5) 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- * (1)、(2)、(4) の申立書は窓口でお渡しできるほか、柏崎市ホームページからダウンロードできます。

7 助成決定

承認・不承認は、後日お知らせします。



柏崎市ホームページ



【申請・問い合わせ】

柏崎市子育て世代包括支援センター
(柏崎市子育て支援課家庭支援係)
柏崎市栄町 18-26 元気館内
☎20-4215